平成２３年（フ）第７９０号
千葉県野田市上花輪新町38番地の６　ルミ上花輪202
債務者　小夏　眞理
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２０号
千葉県松戸市仲井町３丁目25番地　第２アンビルマンション403号
債務者　加藤　春美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９３６号
千葉県松戸市二ツ木225番地の４　レオパレス松戸二ツ木ⅢＢ203号
債務者　大森　淳子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９３８号
千葉県柏市根戸411番地１　メゾンローズ205号
債務者　佐藤　麻衣
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９４８号
千葉県松戸市幸田３丁目142番地の２　メイセイハイツ103号
債務者　狩野美津子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３０３７号
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西18番地　カインドネス大治１Ａ
債務者　花村　貞義
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２１号
青森県弘前市東和徳町６－３　ケアハウスアップル508、住民票上の住所青森県弘前市大字大町１丁目13番地３　ロワイヤル・ユーⅡ－802号
債務者　中村　欽哉
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１１号
熊本市八王寺町20番10―205号
債務者　宮崎　雄次
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７１２号
熊本市八王寺町20番10―205号
債務者　宮崎美智子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９６６号
名古屋市中区新栄２丁目17－４、住民票上の住所名古屋市中区栄５丁目19番４号　ケイポイントビル608号
債務者　渡慶次信彦
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４号
福島県いわき市小川町上小川字猪小屋33番地の127
債務者　松本　君子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１８５号
福島県いわき市小川町上小川字猪小屋33番地の127
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５６０号
金沢市土清水３丁目８番地　フォレストヒルズ105号室、従前の住所金沢市笠舞２丁目13番５号
債務者　藤崎　　望
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５６３号
金沢市窪３丁目377番地２
債務者　伊藤　智江
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５３６号
滋賀県栗東市小野1190番地、前住所滋賀県草津市笠山４丁目３番６―223号サンハイツ京阪
債務者　渡邉　裕美
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２１４号
広島市佐伯区藤の木２丁目14番６号
債務者　原　　秀明
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１５号
広島市佐伯区藤の木２丁目14番６号
債務者　原　　惠美
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　広島地方裁判所民事第４部